

動薬協会発 79号

平成25年6月6日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会

理事長 福 井 邦 顯

(公 印 省 略)

平成25年度に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用
の自粛及びその解除等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・農産部穀物課長より
通知がありましたのでお知らせします。



25生畜第349号

平成25年5月29日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

農産部穀物課長

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用
の自粛及びその解除等について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知した
ので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお
願います。





25生畜第349号
平成25年5月29日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
農産部穀物課長

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について

平成25年産の飼料作物については、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月1日付け通知」という。）に基づき、その流通・利用の自粛及びその解除等を判断するよう指導を行っているところです。

平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもの（以下「25年産稲わら（25年収集）」という。）については、平成24年に作付けされた稲に由来する稲わらのモニタリング調査等の結果を踏まえ、平成25年産の飼料作物と同様に安全の確保をより確実なものとするため、流通・利用の自粛及びその解除等を行うこととしましたので、貴局管内の調査対象県に対し、助言、指導していただくようお願いいたします。

記

- 1 25年産稲わら（25年収集）の流通・利用に関する基本的考え方
 - (1) 調査対象県
 - ① 3月1日付け通知に基づく平成25年産飼料作物のモニタリング調査対象県のうち青刈りトウモロコシ等の単年生飼料作物の調査対象県
岩手県及び福島県
 - ② 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の対象県のうち、①を除く県
宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県
 - (2) 自粛要請
調査対象県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して、県内で生産された25年産稲わら（25年収集）の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請する。
 - (3) 調査

25年産稲わら（25年収集）の採材及び放射性セシウム濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、原則として刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したもののから採材する。

（4）流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下のとおりとする。

- ① 調査対象県は、調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査地域の25年産稲わら（25年収集）について、流通・利用の自粛を解除することができる。
- ② 調査対象県は、調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

ただし、上記細分化地域のうち、暫定許容値を上回らないことが調査により確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

- ③ 調査対象県は、調査の結果、暫定許容値を下回った生産ロット（原則として、生産者毎）については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除することができる。

また、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に別途放射性セシウム濃度の検査を実施し、暫定許容値を下回ったことが確認された場合も同様に取り扱うことができる。

3 平成26年に収集する稲わら流通・利用の自粛及び解除等の考え方

平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除等の考え方については、「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づく25年収集稲わらの調査の結果、本通知に基づく25年産稲わら（25年収集）の調査の結果等を踏まえ、別途通知する。